

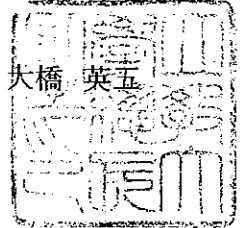
2007年9月7日

社団法人 日本建築学会関東支部
支部長 片桐 正夫 様

学校法人 立教学院
理事長 糸魚川



大学総長 大橋 英五



拝復 時下ますますご清祥のことと存じ上げます。日頃、立教学院の教育・研究活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月24日付でいただきました「立教学院校宅11・12号館の保存に関する要望書」につきまして、以下の通り回答させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、本回答書作成に至るまでに学院内での検討に時間を要したため、回答が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

立教学院校宅11・12号館は、1931年(昭和6年)に、木造の宣教師館として建設され、レンガ造建物、ライフスナイダー館と共に本学の歴史を物語る建物であります。しかし近年は、事務室の代替スペースとしての利用を繰り返し、抜本的な改修は行われておらず、構造材及び内装仕上げともに老朽化が著しい状態となっています。2006年度に実施した耐震診断調査の結果では、大きな強度を期待できる仕様となっていないことが判明しており、柱・梁接合部、壁の補強、腐食した土台の取替え等が必要との診断を受けています。また、内外装は老朽・劣化し、部分的な修理を繰り返してきた結果、オリジナル部材でないものも使用されています。さらに、竣工時の図面が存在しないこともあり、本建物を保存するためには、抜本的な保存調査が必要であると認識しています。

一方、本建物が位置する池袋キャンパスは、東京都広域避難場所として指定され、また豊島区条例によりキャンパス周辺は不燃化促進地区として、建替えの際は耐火建築物の建設が義務付けられており、防火地域内における木造建築物は既存不適格の扱いとなっています。したがって、これまで池袋キャンパス内において新築等で建築確認申請が必要な際は、木造の建物を順次耐火建築物に建替えることを約束した念書を提出した上で計画を進めてきました。このように、現時点では確認申請が伴う木造建築物の大規模改修工事は、法的に困難な状況です。また現位置で保存を行う場合には、指定文化財登録又は建築物の耐震改修の促進に関する法律の適用により、既存不適格建築物の制限緩和を受けることが必要になります。

本学では、これまで池袋キャンパスにおいて敷地の約3割を占めるレンガ造建物群については耐震対策を進め、シンボルゾーンとしての保存整備に努めてきました。しかしながら一方では、多様化する教育研究に対応するための施設・設備の整備が急務となっています。都心

における限られたスペースでの再開発計画を進めるためには、敷地の有効利用は必須であり、レンガ造建物群を除く敷地は再開発の対象地域として使用することが必要であります。

池袋キャンパスでは、2008年度に新学部の設置が決定しており、関連して新教室棟の建設を進めることになっています。建設地については学内での慎重な審議を経て、これまで候補地としてリストアップされてきたいくつかの選択肢の中から、立教学院校宅11・12号館の敷地を使用するとの結論に至りました。

このような状況の中で、保存に係わる調査、有識者との協議など可能な限り保存へ向けての検討を行い、さらに理事会で審議を重ねた結果、本建物について移築保存を行うために、解体を行いながら詳細な調査により記録(図面・CG・模型)及び主要部材を残し、調査報告書及び再生(復元)計画書を作成し、復元に向けて作業を進めることといたしました。

保存調査及び復元については、建築史家の監修・指導を仰ぎながら進めることが必要であると認識しています。また調査及び解体工事に際しては、経験が豊富な団体・会社へ依頼することで調整を進めており、今後体制を整えたいと考えております。

校宅11・12号館の保存調査及び解体工事は本年9月下旬に開始し、12月下旬に終了する予定です。

立教学院の新しい時代を築き上げる事業計画につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

このたび保存要望のありました立教学院校宅 11・12 号館につきましては、日本建築学会において建築史的に高い評価を受けている建造物であり、また区内の約 7 割が戦災で焼失している当区において、昭和初期の木造洋風建築がほぼ当時の姿で現存していることは希少価値が高く、豊島区の歴史を伝える貴重な文化遺産であると考えております。

一方、所有者である立教学院は、これまでも当区の文化財保護事業をはじめ、様々な芸術・文化活動にご理解・ご協力をいただき、区が推進する「文化によるまちづくり」に貢献いただいております。

特に、旧江戸川乱歩邸土蔵につきましては、立教学院のご協力により、平成 15 年 3 月 26 日豊島区有形文化財に指定し、その後保存修理工事が行われ、建築当初の美しい姿に甦りました。現在、東京都歴史的建造物に選定されている立教大学の煉瓦造建物 6 棟とともに、池袋のシンボリック的存在として積極的に保存・活用が図られております。

このたびの校宅 11・12 号館の保存につきましても、あくまで所有者である立教学院側のご理解とご協力をいただくことが前提となりますので、区の指定文化財として保存し地域に開かれた施設としての活用を検討できないか、機会をみて立教学院側にお話ししたいと考えております。

教育総務部教育総務課長 齊藤 忠晴

【お問い合わせ先】

教育総務課文化財係

電話番号 3981-1111

内線 3464

政策経営部 企画課長 齊藤 雅人

【お問い合わせ先】

企画課企画調整グループ

電話番号 3981-1111

内線 2116